

郡山市総合地方卸売市場農林水産物等放射性物質測定事業実施要領

平成 24 年 3 月 27 日制定

平成 24 年 8 月 1 日一部改正

[農林部総合地方卸売市場管理事務所]

第1 目 的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質が農林水産物や農地を汚染し、本市の食の安全・安心を脅かしている。

これらの状況から、本市場で取扱う農林水産物の放射性濃度を測定し本市場経由の農林水産物の安全性を高めるため。

第2 事業の内容

本市場で取扱う農林水産物及びその加工品等の放射性物質の濃度の測定。

第3 対象者

本事業の対象者は次のとおり。

- (1) 本市場の卸売業者並びに仲卸業者及び関連事業者
- (2) 本市場への出荷者等
- (3) その他、特に必要と認める者

第4 対象物

本事業により測定できる対象物は次のとおり。

- (1) 本市場で取扱う農林水産物
- (2) (1)を原料とする加工品等
- (3) その他、特に必要と認めるもの

第5 申 請

本事業において、放射性物質の測定を希望する者は、別に定める様式により郡山市総合地方卸売市場管理事務所へ申請する。

第6 測定の実施

郡山市総合地方卸売市場管理事務所は、第 5 の申請を受けた場合、別に定める方法により速やかに測定を行う。

第7 結果の通知

郡山市総合地方卸売市場管理事務所は、第6の測定に基づき得られた結果を遅滞なく申請者へ知らせる。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。